

既設エレベーター安全性向上WGの設置趣旨

平成18年6月に発生したシティハイツ竹芝エレベーター事故を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しが行われ、平成21年9月28日より新設のエレベーターについては戸開走行保護装置の設置が義務付けられた。しかし、既設のエレベーターについては、同装置の設置が義務付けられないことから、「シティハイツ竹芝エレベーター事故調査報告書」(平成21年9月8日)において既設のエレベーターへの戸開走行保護装置の設置の促進に関する意見が付されたところであり、これについてはエレベーター事故被害者遺族からも要望がなされている。

費用、工期等の観点から既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置が進んでいないことに鑑み、設置が容易で確実な安全装置の機能及び設置促進策について検討するため、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に「既設エレベーター安全性向上WG」(以下「WG」という。)を設置するものである。